⑶　単体有資格業者にあっては、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事及び建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、それぞれ1,200点以上であること。

異工種建設工事共同企業体にあっては、以下のとおりであること。

①　一般土木工事を担当する者にあっては、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること。

②　建築工事を担当する者にあっては、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること。

なお、単体有資格業者にあっても、異工種建設工事共同企業体にあっても、上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価（共通）点数が1,200点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体のすべての構成員が、平成19年度以降に元請けとして、下記に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）なお、説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

(a)　一般土木工事　単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の一般土木工事を担当する構成員は、下記の㋐の要件をすべて満たすカルバート工（パイプを除く）の施工実績を有すること。

㋐　構造物内幅が5.0m以上の現場打ち函渠の道路建設工事の施工実績を有すること。

(b)　建築工事　単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の建築工事を担当する構成員は、新築又は増築工事で、下記の㋐から㋒に掲げる要件をすべて満たし、躯体・外装のほか、内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること。なお、㋐から㋒は同一工事かつ１棟であること。

㋐　建物用途：車庫、倉庫及び個人住宅を除く用途

㋑　構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（軽量鉄骨造及びプレハブを除く）又は木造

㋒　規模：延べ床面積150㎡以上（増築工事の場合は増築面積）

(c)　鋼橋上部工事　単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の鋼橋上部工事を担当する構成員は、下記の㋐から㋑の要件をすべて満たす鋼橋の製作・架設をした施工実績を有すること。なお、㋐から㋑の工事は同一橋梁であること。

㋐　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）または横断歩道橋（歩行者用鋼製デッキを含む）の工事。

㋑　橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

	適否		適否
単純桁	○	連続桁	○

１）桁形式

	適否		適否
鈑桁	○	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

２）断面形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

３）構造形式

⑹　次に掲げる基準を満たす設計技術者を本設計業務の契約締結日までに配置できること。

なお、設計技術者とは、本設計業務に配置する管理技術者、照査技術者及び担当技術者をいう。管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は不可とする。また、競争参加資格確認時に申請が必要な技術者は管理技術者及び照査技術者とする。（各配置予定技術者の兼任の有無については説明書の別紙１のとおりとする）

①　管理技術者

㋐　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

㋑　管理技術者は１名とし、以下のいずれかの資格を有すること。異工種建設工事共同企業体にあっては、代表者より管理技術者を選定する。

・技術士（総合技術監理部門―建設又は建設部門）
・一級建築士
・博士（専門分野：コンクリート構造に関する研究）
・博士（専門分野：橋梁または鋼構造に関する研究）
・国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）
・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

※１　「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）

※２　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。

②　照査技術者

㋐　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

㋑　照査技術者は１名とし、以下のいずれかの資格を有すること。異工種建設工事共同企業体にあっては、代表者より照査技術者を選定する。

・技術士（総合技術監理部門―建設又は建設部門）
・一級建築士
・博士（専門分野：コンクリート構造に関する研究）
・博士（専門分野：橋梁または鋼構造に関する研究）
・国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）
・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

※１　「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）

※２　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。

③　担当技術者

㋐　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

㋑　担当技術者は設計分野毎に配置するものとし、以下のいずれかの資格を有すること。

１）バスターミナル詳細設計（一般土木工事）

・技術士（総合技術監理部門―建設又は建設部門）